

○「地域くらしのサポーター養成講座」を開催します。

消費者問題は、地域での毎日の暮らしの中にあります。

消費者被害をなくし、みんなが安全に安心して心豊かに暮らせるためには、地域において消費生活の知識を持つ方々による日常的な見守りや声かけがとても大切です。

そこで、地域の消費者と市町村や県の消費生活相談窓口をつなぎ、暮らしに役立つ情報を広める「地域くらしのサポーター」を養成するため、幅広い消費者問題と支援の考え方・方法を学んでいただき、講座を開催します。

消費者問題に関心があり、地域で消費者支援に取り組みたいと考えている方の積極的なご応募をお待ちしています。

	月日	時間	内容	講師
1	8月31日(水)	10:00～10:30	開講式 オリエンテーション	
		10:30～12:00	消費者はなぜだまされるのか	東京経済大学現代法学部教授
		13:00～15:00	悪質商法の手口と対策法	弁護士 村 千鶴子 氏
2	9月27日(火)	10:00～12:00	消費者力とは何か	消費者力開発協会
		13:00～15:00	衣・食・住の基礎知識	代表 広重 美希 氏
3	10月28日(金)	10:00～12:00	消費者市民社会への期待と可能性	弁護士 島田 広 氏
		13:00～15:00	地域でのボランティア活動の意義・役割	NPO法人ふくおかNPOセンター 代表 古賀 桃子 氏
4	11月24日(木)	10:00～15:00	アサーティブコミュニケーション講座 ～自分の気持ちや意見をきちんと伝える 力をつけよう～	NPO法人アサーティブジャパン

※平成23年12月～平成24年1月の間に、地域ごとに各1回、「地域くらしのサポーター」と市町村・県の消費者行政担当者・消費生活相談員等とのつながりづくり・課題解決ワークショップを開催します。

詳しくはこちら

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/krashinosupporter.html>

お申込みは、お名前、住所、年齢、電話番号を記載の上、郵送、FAX、メールにて、平成23年8月15日（月）までに、県消費生活・男女共同参画プラザまで。

【消費者庁の情報】

○放射性物質が暫定基準値超えの牛肉の状況

<http://www.caa.go.jp/jisin/index.html>

○景品表示法関連報道発表資料

<http://www.caa.go.jp/representation/index.html>

【国民生活センター情報】

■永代供養の権利「高値で買い取ってもらえる」は信じない！

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen115.html

■回収・無償修理等の情報

<http://www.kokusen.go.jp/recall/recall.html>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆最寄りの市町村の消費生活相談窓口へ↓URL

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/soudanmadoguchi.html>

☆県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、その他消費生活に関する相談及び個人情報に関する相談）

受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30

相談電話：097-534-0999

◇消費生活特別相談（平日に相談できない消費者等を対象に第3日曜以外の日曜に実施）

受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00

相談電話：097-534-0999

◇食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品の表示制度に関する質問など）

受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30

相談電話：097-536-5000

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL097(534)4034 FAX097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail:a13040@pref.oita.lg.jp

=====